

第4回期日(裁判)傍聴のご案内

HPV ワクチン (子宮頸がんワクチン) 薬害大阪訴訟

HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)薬害訴訟って?

HPV ワクチン (子宮頸がんワクチン) を打った後、頭痛や関節痛など身体中に激しい痛みが生じ、痙攣や記憶障害の症状が生じる少女たちが現れるようになりました。治療方法も分からない状態で被害者は置き去りにされています。

2016年7月27日、被害者らは、国、製薬企業の責任を明確にし、真の被害救済を求めるために、大阪・東京・名古屋・福岡の裁判所で、損害賠償を求める訴訟を提起しました。



HPV ワクチン (子宮頸がんワクチン) 薬害大阪訴訟の第4回裁判期日では、なぜ国や製薬企業に法的な責任があるのかを明らかにし、被害者自身がその被害を法廷で直接訴えます。ぜひ傍聴にお越しください!!

第4回期日(裁判)の日時・場所

日時：8月8日(火) 午後2時から

場所：大阪地方裁判所 2階大法廷 (202号法廷)

☆ 傍聴は、抽選がありますので、午後1時15分に裁判所本館南側玄関にお越しください ☆



大阪地方裁判所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-1-10

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1→徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口
→徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段
→徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車
→徒歩約15分



HPVワクチン薬害訴訟大阪弁護団(共同代表:松井俊輔・幸長裕美)

お問い合わせ先: 梅田新道法律事務所 (電話: 06-6316-8824)

<http://www.hpv-yakugai.net/>

